

横浜にぎわい座

ご利用の手引き

円滑に

ご利用いただくための

大切な資料です。

事前に必ずお読みください。

平成 24 年 3 月 25 日改訂

— 目次 —

1	概要		3
(1)	開館時間	3	
(2)	休館日	3	
(3)	施設構成	3	
(4)	交通アクセス	3	
2	施設のご案内		4
(1)	芸能ホール	4	
(2)	のげシャール（小ホール）	5	
(3)	練習室	5	
(4)	制作室	5	
	・搬入出用駐車場について	5	
3	利用の申し込み		6
(1)	大衆芸能でのご利用（抽選会）	6	
(2)	大衆芸能以外でのご利用	7	
(3)	楽屋の単独利用	7	
(4)	利用区分と連続利用	7	
(5)	利用できない場合	7	
(6)	申し込みの手続き	8	
(7)	利用料金のお支払い	8	
(8)	申し込みの締め切り	8	
(9)	利用の取り消し	8	
4	諸届け		10
(1)	利用許可内容の変更	10	
(2)	利用の取り消し	10	
(3)	許可申請書類の提出	10	
(4)	官公庁などへの届け出	10	
5	ご利用にあたってのお願い		11
	ご利用にあたってのお願い	11	
	ご利用のお断り、取り消しについて	12	
6	各種資料		13
	利用料金表	13	
	平面図	16	
	駐車場の利用にあたって	19	

1 概要

横浜にぎわい座は、落語・漫才等の大衆芸能の振興を図るため、平成14年4月に誕生いたしました。ここ中区野毛地区は、幕末から昭和初期にかけて多くの劇場・芝居小屋・寄席が集中したところであり、現在でも大道芸などで知られております。

横浜にぎわい座は、皆様の公演・練習・創作等を行うための場として、大衆芸能はもちろんのこと古典芸能、演劇、音楽、舞踊など幅広くご利用いただき、野毛地区の文化活動の拠点となることを目指しております。

(1) 開館時間

午前10時から午後10時まで

※利用手続・チケットお申し込み等金銭授受に関する受付業務は午後9時までです。

(2) 休館日

不定休

※保守点検等のため、臨時に休館日を設けることがありますので、お問い合わせください。

(3) 施設構成

3, 4階 芸能ホール (詳しくは4頁をご覧ください)

2階 総合案内、情報コーナー (チラシラック・展示コーナー)

地下2階 のげシャール (小ホール)、練習室、制作室 (詳しくは5頁をご覧ください)

(4) 交通アクセス

① JR線・市営地下鉄線「桜木町」駅下車、徒歩3分 (「野毛ちかみち」南1番口より80m)

② 京浜急行線「日ノ出町」駅下車、徒歩7分

③ 市営バス、江ノ電バス「野毛大通」下車

④ みなとみらい線「馬車道」駅 (b1 出口) 下車、徒歩12分

※施設利用者用駐車場については、5頁をご覧ください。

※公演観覧者用の駐車場・駐輪場はございませんのでご了承ください。

※身障者の方などで自動車でのご来館をご希望の方は、臨時駐車スペースをご案内いたしますので、ご相談ください。

※大型バス駐車場については、ご相談ください。

2 施設のご案内

*平面図（16～18頁）をご参照ください。

（1）芸能ホール

落語・講談・浪曲・漫談などの寄席芸をはじめとする、大衆芸能に適したホールです。客席数は391席。舞台から1階客席最後方までの距離が約15mと近く、演者の動きが手に取るようにわかります。また、**お席でもご飲食いただけます。**

寄席囲いや、「やぐら」をイメージしたプロセニウム廻り、棧敷・仮設花道などの設備が、大衆芸能の雰囲気盛り上げます。ホールの音響は、声を中心とした芸能の演目に配慮した設計です。また、テレビの録画・中継にも対応できる設備となっています。

舞 台：間口10m、奥行8.5m、プロセニウム高4.5m

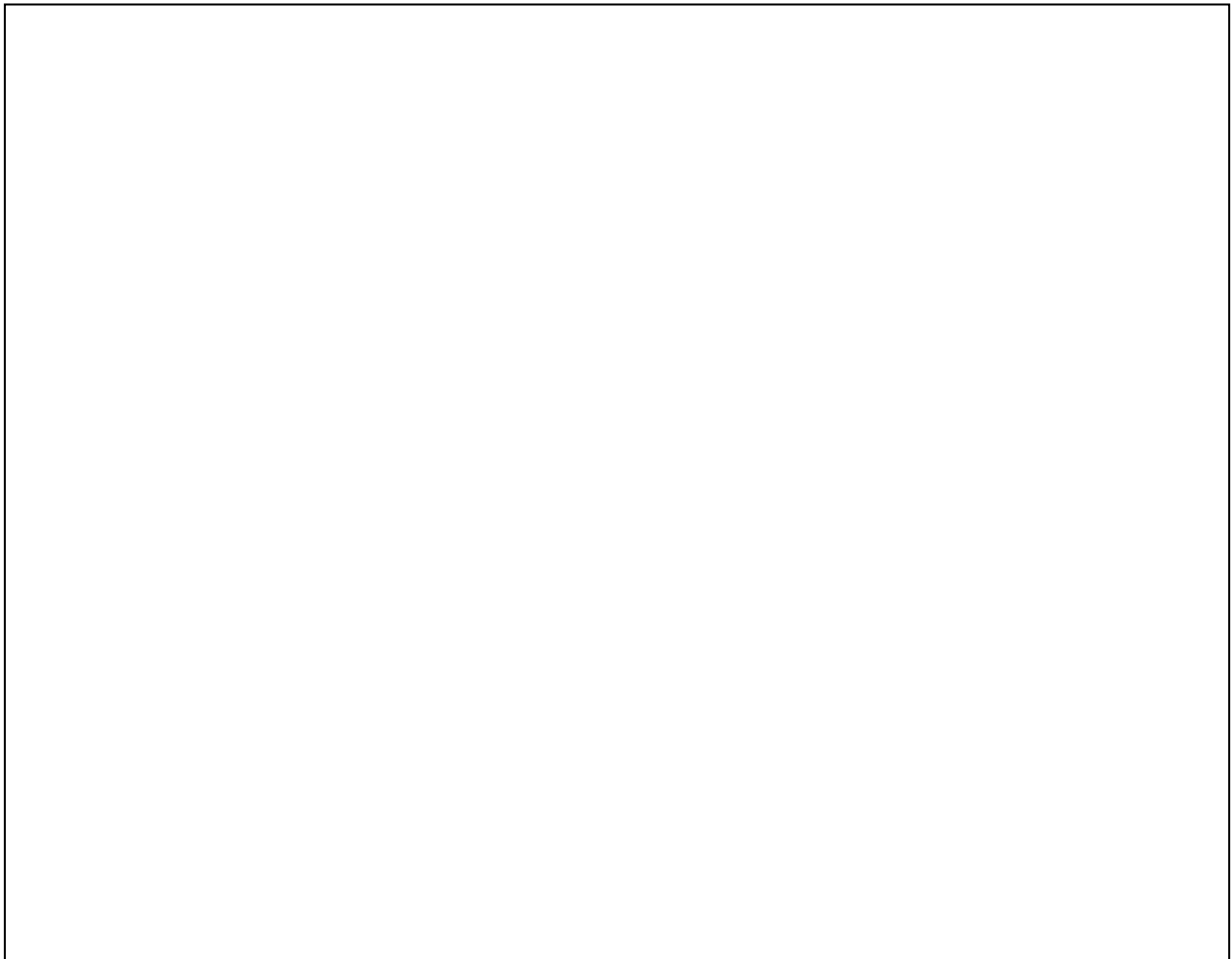
客 席：391席（1階席280席、2階席111席）

付属施設：楽屋 楽屋1（洋室）15.58㎡、楽屋2（和室）20.01㎡

楽屋3/4（和室）33㎡、楽屋5/6（洋室）33㎡

※楽屋3/4と5/6は2分割利用可

ホワイエ（売店）、主催者控室、親子室、テレビカメラスペース



1階い列～か列1～16番・く列～こ列3～18番、さ列～せ列1～20番は、小テーブル付きです。

1階な列・は列1～13、2階た列～と列1～20番、2階や列・ま列1～15番は、ドリンクホルダー付きです。

1階な列・は列8～13番、2階や列・ま列1～15番は、客席側を向いたベンチタイプのシートです。

(2) のげシャーレ (小ホール)

のげシャーレ (小ホール) は、皆様の多様なアイデアに応じた幅広い目的にお使いいただけるスペースです。

5mを超える天井高とコンクリート敷の床面は、ジャグリングや一輪車の稽古にも利用可能です。

※場内でご飲食可能です。

面積 : 214.88 m²

天井高 : 約 5.5m

定員 : 141名 (収納式ベンチ席(75席)を含みすべて可動席)

付属施設 : ホワイエ、楽屋 (洋室 2分割利用可) ※別料金

(3) 練習室

練習室は、練習・稽古・創作のための空間です。

※室内は、土足での立ち入りはできません。

※室内での飲食はできません。

面積 : 52.53 m²

定員 : 20名

付属設備 : フローリング床、レッスン・バー、鏡 (壁面)

(4) 制作室

制作室は、舞台道具等の製作にご利用いただけます。室内に、大型のシンクが備えつけられていますので、水を使った作業にもお使いいただけます。また、お食事しながらの打合せなどにもご利用いただけます。

※室内でご飲食可能です。

面積 : 34.82 m²

定員 : 12名

搬入出用駐車場等について

道具類の搬入出等のため、主催者用の駐車場をご用意しています。施設ごとに台数に限りがありますので、ご利用を希望される場合は事前にお申し込みください。入庫の際は注意事項 (17~18頁) がございますのでご確認ください (ご利用の際は当館スタッフがご案内いたします)。また、搬入出用の大型エレベーター (積載 3,000kg まで) を備えた、11 t 車まで利用可能な搬入口をご用意しています。

駐車可能台数 芸能ホール **6台**
のげシャーレ (小ホール)、練習室、制作室 **各2台**

大きさ制限 全長 5.0m、全幅 1.95m、重量 1.9t、車高 2.05m

※ このほか、車種により駐車できない場合がありますので、事前にご確認ください。

※ 駐車場のご利用は、施設を利用される時間内に限らせていただきます。

3 利用の申し込み

	大衆芸能に関する 利用受付	大衆芸能以外の目的 での利用受付	貸出し期間と 連続利用の制限
芸能ホール	利用する月の <u>12ヶ月前</u> の月の第3日曜日 詳細は下記抽選会の項目を 参照ください。	利用する月の <u>11ヶ月前</u> の「応当日」 詳細は7頁を参照ください。	貸出し期間は、 <u>毎月16日</u> から月末まで。 連続利用は、1回の利用 で複数区分を連続して利用 可能。日単位の場合、 15日以内。
のげシャレ 練習室 制作室	利用する月の <u>6ヶ月前</u> の月の第3日曜日 詳細は下記抽選会の項目を 参照ください。	利用する月の <u>5ヶ月前</u> の「応当日」 詳細は7頁を参照ください。	貸出し期間は、 <u>毎月1日</u> から月末まで。 連続利用は、1回の利用 で複数区分を連続して利用 可能。日単位の場合、 30日以内。

※ 同じ目的での利用の場合に限り、複数施設を同時にお申し込みいただけます。この場合、受付開始日や連続して利用できる日数の制限は、主会場と同じになります。

(1) 大衆芸能の公演・練習で利用する場合 ⇒ 「抽選会」に参加できます。

抽選会の受付は、所定の用紙（抽選会参加票）にご記入のうえ、窓口へ提出していただきます。抽選は、受付時に配布した整理札の番号順に抽選札を引いていただき、全員が抽選札を引き終えた後、抽選札の順番に利用申し込みを受付します。なお、抽選会への参加は1つの団体・1つの催しにつき1名のみ参加できます。

《抽選会の実施》

- ① 芸能ホール・・・月の 12ヶ月前の月の「第3日曜日」 午前10時から10時45分まで受付。11時より抽選を開始します。
- ② のげシャレ(小ホール)・練習室・制作室・・・月の 6ヶ月前の月の「第3日曜日」 の午後2時から2時45分まで受付。3時から抽選を開始します。

《申し込み回数の制限》

各施設を通して1団体（個人）、1回の抽選会で1回のみ申し込みできます。抽選会終了後は、回数制限がなくなり、何回でも申し込みいただけます。

《抽選会以降の申し込み》

抽選会当日は抽選終了後から午後9時まで、翌日以降は午前10時から午後9時まで、窓口にて利用申し込みを受付ます。

※ 電話での仮予約も承ります。仮予約後一週間以内に窓口にてお手続きください。

「大衆芸能」とは、寄席芸、大衆演劇、歌謡曲などの大衆芸能、および伝統芸能(長唄・小唄、日本舞踊、新内・常磐津・義太夫、三曲・琵琶曲、民謡、楽、人形芝居・文楽等)を指します。

(2) 大衆芸能の公演・練習以外で利用する場合 ⇒ 「先着順」で受付します。

① 芸能ホール・・・11ヶ月前の月の「応当日」から先着順で受付します。

② のげシャール(小ホール)・練習室・制作室・・・5ヶ月前の月の「応当日」から先着順で受付します。

(3) 楽屋を単独利用する場合(芸能ホール・のげシャール)

芸能ホール・のげシャール(小ホール)の公演利用がない日に限り、楽屋を単独でご利用いただけます。利用受付は利用する月の前月の第3日曜日から当日です。

(4) 利用区分と連続利用について

《利用区分》

芸能ホールは、1日が3区分(10:00~12:00、13:00~16:30、17:30~22:00)、のげシャール・練習室・制作室は、1日が5区分(10:00~12:00、12:30~14:30、15:00~17:00、17:30~19:30、20:00~22:00)に分かれています。

《連続利用日数》

施設を連続して利用できる日数は、以下のとおりです。

① 芸能ホール 15日以内

② のげシャール・練習室・制作室 30日以内

(5) 施設の構造上、内容によって利用できない場合(詳細はお問い合わせください。)

- ・和太鼓を使用する催し物。
- ・既に練習室または制作室の利用予約がある場合の、のげシャール(小ホール)でのロックバンド等大きい音がでる使用。
- ・日舞や演劇などで施設の許容範囲を超える大道具を持ち込む使用。
- ・スモークマシーンを使用する催し物(芸能ホールはドライアイスマシーン可)。
- ・施設の構造上、危険が予想される催し物

(6) 申し込みの手続

施設利用の申し込みにあたり、「利用申込書」に必要な事項を記入していただきます。この際に、開場・開演・終演時間や入場料・受講料等、催しの具体的な内容について確認させていただきますので、利用内容について熟知されている方がお申し込みにお越しくください。利用内容が未定な場合や不明確な場合は、受付ができない場合がございます。ご記入いただいた内容にしたがって施設利用料を計算いたします。施設利用料のお支払後、「利用許可書」を発行いたします。「利用許可書」は、打合せや利用の当日、利用内容の追加・変更等の際に必ずご持参ください。

(7) 利用料金のお支払

*料金表(13~15頁)ご参照

- ① **施設利用料**：原則、前納となっておりますので、次の何れかの方法にて全額を一括して現金にてお支払いください。
 - ・利用申し込みの際、**窓口にて現金**によるお支払い。
 - ・利用申し込みから**一週間以内**に指定の銀行口座へ**振込**。(振込み手数料はお客様のご負担となります。)
- ② **附帯設備利用料**：原則、利用当日に全額を一括して現金にてお支払いください。
 - ・芸能ホール・のげシャールレの附帯設備は、**利用時間が午後9時を超える場合、午後9時までに**窓口にてお支払いください。(練習室・制作室の附帯設備はご利用前にお支払いください。)
 - ・2日以上にわたるご利用の際の附帯設備料金は、**1日ごとにご精算**ください

(8) 申し込みの締め切り

利用申し込みについては、利用する施設や内容によって締め切りを設けています。ただし、すでに利用許可を得ている日の利用時間帯の延長についてはご相談ください。

施設	利用内容	申し込み締切日
芸能ホール	公演及び練習での利用	利用の1ヶ月前の応当日
のげシャール (小ホール)	公演利用	利用の1ヶ月前の応当日
	練習利用	利用の2週間前の同一曜日
	練習利用(附帯設備を利用しない時)	利用の3日前
練習室・制作室		利用の当日

(9) 利用の取り消し

※詳細は10頁を参照ください。

一度、申し込みいただいた利用を取り消す場合、所定の期間内に手続きを完了していただければ、施設利用料の半額をお返しします。

①**芸能ホール**… 利用する日の 3ヶ月前まで

②**のげシャール(小ホール)・練習室・制作室**… 利用する日の 1ヶ月前まで

◆施設のご予約からご利用までの流れ

	芸能ホール	のげチャーレ	練習室/制作室
12ヶ月前の 第3日曜日	抽選会 大衆芸能に関する利用受付		
11ヶ月前の応 当日	大衆芸能以外の利用受付開始		
6ヶ月前の第 3日曜日		抽選会 大衆芸能に関する利用受付	抽選会 大衆芸能に関する利用受付
5ヶ月前の応 当日		大衆芸能以外の利用受付開始	大衆芸能以外の利用受付開始
3ヶ月前の 応当日	利用取消による施設利用 料返還手続き締切		
2ヶ月前の 10日	公演情報提供締切	公演情報提供締切	
1ヶ月前	利用受付終了 利用打合せ実施	公演利用受付終了 利用打合せ実施	
1ヶ月前の 応当日		利用取消による施設利 用料返還手続き締切	利用取消による施設利 用料返還手続き締切
2週間前		附带設備を使用する 練習利用の受付終了	
3日前		附带設備を使用しない 練習利用の受付終了	

《利用打合せ》 芸能ホール及びのげチャーレをご利用の場合、当館スタッフとの利用打合せがございます。利用日の約1ヶ月前に実施しますので、当日の進行予定・プログラム案・音響や照明・舞台のプランをご用意ください。機材等でご不明の点は、お気軽にお問合せください。（11頁を参照ください）

4 諸届け

(1) 利用許可内容の変更

利用許可書に記載された事項に変更が生じたときは、所定の手続（「許可申請事項変更申請書」の提出、変更に伴う利用料の支払いなど）をしてください。ただし、利用日時の変更、申請者（主催者）の変更などは、原則としてできません。

(2) 利用の取り消し

施設利用を取り消す場合には速やかにご連絡ください。所定の期間内に手続を完了していただければ、お支払いいただいた施設利用料の半額をお返しします。

《所定の期間》

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| ① <u>芸能ホール</u> | 利用する日の <u>3ヶ月前まで</u> |
| ② <u>のげシャール(小ホール)・練習室・制作室</u> | 利用する日の <u>1ヶ月前まで</u> |

《必要な書類》

利用許可書、利用料返還申請書、口座振込依頼書（お客様の指定口座の口座番号が分かるものをお持ちください）

- ※1万円未満の金額は書類が整い次第現金でお返しします。
 - ※計算の際に、100円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額となります。
 - ※1日単位で申し込みをした場合の利用の一部分取り消しについては、お問い合わせください。

(3) 許可申請書類の提出：所定の書式に記入のうえ、当館に提出してください。

- ① 物品販売等許可申請書：①物品の販売・宣伝、②寄付の勧誘、③広告物の掲示・配布などを行う場合。
- ② 特別設備設置許可申請：①特別な照明装置・音響装置・効果機器、②発火設備、③発電設備などを設置する場合。
※横浜にぎわい座ではスモークマシンのご利用はできません。
芸能ホールのみドライアイスマシンの利用が可能です。
(条件あり・詳細はお問い合わせください)。

(4) 官公庁などへの届け出：必要手続きはお客様ご自身でお願いいたします。

内 容	届 出 先	電 話 番 号
火気使用関係	中消防署予防課	045 (251) 0119
警備関係	伊勢佐木警察署	045 (231) 0110
音楽著作権関係	日本著作権協会横浜支部	045 (662) 6551
飲食物販売	中区福祉保健センター	045 (224) 8337

5 ご利用にあたってのお願い

《**連絡責任者**》申し込みの際には、必ず連絡責任者となる代表の方が利用申請を行ってください。また、連絡責任者は利用の最初から最後まで立ち会いをお願いいたします。

《**利用時間**》許可を受けた利用時間には、準備から後片付けの時間まで含まれています。時間内に全ての作業が完了するように計画をお立てください。

《**利用取り消し**》利用を取り消す場合、あるいは許可を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかにご連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。（詳細は10頁を参照ください）

《**利用打合せ**》当日の円滑な進行のために、芸能ホール及びのげシャール（小ホール）をご利用される場合には、舞台の仕込み・当日の進行などについて、当館スタッフとの打合せを行います。ご利用の約1ヶ月前に当館から打合せ日時についてご連絡いたします。

《**チラシ類記載事項**》催し物の広告・宣伝にあたっては、「利用許可」を受けた方を主催者として問合せ先にしてください。チラシ、ポスター、チケットそれぞれの表面に、主催者名と電話番号を明記願います。催し物の内容に関するお問い合わせのトラブル等を避けるため、当館を連絡先としたり、当館の電話・FAX番号を記載しないようお願いいたします。チラシができましたら、当館のラックに設置いたしますのでご持参またはご郵送ください。

《**預かりチケット**》有料公演のチケット販売委託を希望される場合は、事前にご相談ください。なお、所定の取り扱い手数料（売上金額の10%）を承りますので、ご承知おきください。

《**操作員の手配**》芸能ホール及びのげシャール（小ホール）での施設備品・附帯設備のご利用については、お客様に操作員をご手配いただきます。なお、音響・照明の操作については、必ず専門のスタッフをご手配ください。

《**掲示物**》掲示のためのポスターフレームやスタンドは、無料で貸出いたします。ロビーの壁に掲示物を貼る場合は、所定の場所へ粘着の弱いテープで貼ってください。（ガムテープ等粘着の強いテープの利用不可・ホール内の壁には掲示物は貼れません。）

《**飲食**》芸能ホール・のげシャール・制作室でご飲食いただくことができますが、所定の場所以外での飲食・喫煙はお断りしております。

《**給湯設備**》給湯室には、ポット・茶碗（茶托）・急須が備えられていますので、茶葉、布巾、台布巾はお客様の方でご用意ください。使用後は洗浄し、拭いて戻してください。
※制作室には専用の茶器セットをご用意しています。

《**荷物等の搬入**》道具等の搬出入は、利用時間内に行ってください。催し物で使用するチラシ等を送付される場合は、事前になぎわい座にご連絡のうえ、なぎわい座気付にて、氏名、利用日、催し物名、荷物の内容を明記のうえ、利用の前日着指定でお送りください。

《**その他**》①一般ゴミ・缶・ビン・ペットボトルに分類し、所定の場所に捨ててください。
②場内の呼び出しや電話の取り次ぎは原則いたしません。

《次のような場合は、利用をお断りいたします》

- 1 **施設の秩序を乱したり、公益を害するおそれがあるとき**
善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
危険物を使う催しで、災害発生のおそれのあるとき。
集团的・常習的に暴力不法行為を行うおそれがあるとき。
- 2 **施設の設置目的に反するとき**
宗教的、政治的な宣伝などを目的として利用するとき。
葬儀・告別式などの行事のために利用するとき。
主に物品の販売、宣伝などを目的として利用するとき。
- 3 **施設の管理上、支障が生じるおそれのあるとき**
施設や附帯設備などを、損傷、滅失するおそれのあるとき。
施設管理上の指示に従わないおそれがあるとき。
- 4 **その他**
「利用申込書」の記載に虚偽があるとき。

《次の場合は、利用許可を取り消します》

- 1 前記1～4に該当するとき
- 2 利用する権利を第三者に譲渡・転貸したとき

—MEMO—



横浜にぎわい座

〒231-0064 横浜市中区野毛町3-110-1

TEL:045-231-2525(代)

FAX:045-231-4545

E-MAIL:nigiwai@yaf.or.jp

<http://www.yaf.or.jp/nigwaiza/>